

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案要綱

第一 刑事訴訟法の一部改正

一 訴訟に関する書類の電子化に関する規定の整備

1 弁護士による電磁的記録である訴訟に関する書類等の閲覧・謄写等

(一) 弁護士による裁判所における閲覧・謄写

(1) 訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、第四十条第一項前段の規定による当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、同項前段の規定による当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。 (第四十条第一項関係)

(2) (1)による電磁的記録を複写する方法及び訴訟に関する書類又は証拠物を電磁的記録として記録する方法による謄写をするについては、裁判長の許可を受けなければならないものとする。

(第四十条第二項関係)

(二) 弁護士による電磁的方法による閲覧・謄写

弁護士は、公訴の提起後は、訴訟に関する書類又は証拠物が裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録されている場合においては、裁判長の

許可を受けて、電磁的方法（電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と弁護人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて裁判所の規則で定めるものをいう。）により、これを閲覧し、又は謄写することができるものとする。 （第四十条の二第一項関係）

(三) 電磁的記録である裁判書等の内容を証明したものの提供

裁判書が電磁的記録であるとき、又は裁判が電磁的記録である調書に記録されているときは、被告人その他訴訟関係人は、自己の費用で、当該裁判書又は当該調書に記録されている事項の全部又は一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書又は当該調書に記録されている事項と同一であることの証明がされたものの提供を請求することができるものとする。 （第四十六条第二項関係）

2 電磁的記録による公判調書の作成等

公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもって作成し、ファイルに記録しなければならないものとする。 （第四十八条第二項関係）

3 電子情報処理組織を使用する方法等による申立て等

(一) 申立て、請求その他の裁判所若しくは裁判長又は裁判官に対してする申述（以下この3において「申立て等」という。）であつて、当該申立て等に関する刑事訴訟法の規定により書面をもってす

るものとされているものについては、当該規定にかかわらず、裁判所の規則の定めるところにより、裁判所の規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。（三）において同じ。）を使用して当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所若しくは裁判長若しくは裁判官に提出する方法によりすることができるとすること。（第五十四条の二第一項関係）

(二) (一)の方法によりされた申立て等については、当該申立て等を書面をもってするものとして規定した刑事訴訟法の規定に規定する書面をもってされたものとみなして、同法その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用するものとし、ただし、当該法令に特別の定めがあるときは、この限りでないものとする。（第五十四条の二第二項関係）

(三) 検察官及び弁護士である弁護人は、申立て等については、口頭でする場合を除き、裁判所の規則の定めるところにより、裁判所の規則で定める電子情報処理組織を使用して当該申立て等に係る事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所若しくは裁判長若しくは裁判官に提出する方法によりしなければならないものとし、ただし、次に掲げる申立て等については、この限りでないものとする。（第五十四条の三第一項関係）

(1) 令状の請求

(2) 道路交通法第八章又は自動車の保管場所の確保等に関する法律第十七条若しくは第十八条の罪に係る事件に係る略式命令の請求及びこれと同時にする公訴の提起（これらの事件の簡易かつ迅速な処理に関する準則で定める様式の書面によりするものに限る。）

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、裁判所の規則で定める申立て等

(四) (三)は、検察官又は弁護士である弁護人が、(三)の電子情報処理組織に係る電子計算機の故障その他のその責めに帰することができない事由により、(三)の方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しないものとする。 (第五十四条の三第二項関係)

(五) 申立て等が、書面によりされたとき(三)に違反してされたとき及び当該申立て等が(三)ただし書に該当するときを除く。)、又は裁判所の規則の定めるところにより当該申立て等に係る事項を記録した記録媒体を提出する方法によりされたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載され、又は当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならぬものとし、ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでないものとする。 (第五十四条の四関係)

4 電磁的記録による供述調書の作成

(一) 第九十八条第三項の調書（電磁的記録をもって作成するものに限る。以下この4において同じ。）は、その内容を表示したものを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうか

を問い、被疑者が増減変更の申立てをしたときは、その供述を調書に記録しなければならないものとする。 (第九十八条第四項関係)

(二) 被疑者が、調書に誤りのないことを申し立てたときは、被疑者に対し、調書に裁判所の規則で定める署名押印に代わる措置をとることを求めることができるものとし、ただし、これを拒絶した場合は、この限りでないものとする。 (第九十八条第五項関係)

5 電磁的方法による告訴・告発

告訴又は告発は、主務省令で定めるところにより電磁的方法（電子情報処理組織（検察官又は司法警察員の使用に係る電子計算機と告訴又は告発をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。）によりすることができるものとする。 (第二百四十一条第一項関係)

6 電磁的記録である証拠の開示

(一) 証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における第九十九条第一項後段の規定による相手方に対する当該電磁的記録を閲覧する機会の付与は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会を与えることによりするものとする。

(第九十九条第一項関係)

(二) 証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における第三百十六條の十四第一項の規定による被告人に対する当該電磁的記録を閲覧する機会の付与は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会を与えることによりするものとし、証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における同項の規定による弁護人に対する当該電磁的記録を閲覧し、及び謄写する機会の付与は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴し、及び当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会を与えることによりするものとする。

(第三百十六條の十四第一項関係)

7 公判廷における電磁的記録の取調べ等

(一) 公判廷における電磁的記録の取調べ

検察官、被告人又は弁護人の請求により、電磁的記録の取調べをするについては、裁判長は、証拠となる事項に応じ、その取調べを請求した者に、その内容を朗読させ、表示させ、又は再生させなければならぬものとし、ただし、裁判長は、自らこれらの措置をとり、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれらの措置をとらせることができるものとする。 (第三百七條の二第一項関係)

(二) 証拠書類等に記載された事項等のファイルへの記録

裁判所書記官は、証拠調べを終わった証拠書類又は証拠物に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならないものとし、ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでないものとする。 (第三百十条の二関係)

二 電磁的記録による令状に関する規定の整備

1 令状は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができるものとする。 (第六十二条第二項等関係)

2 電磁的記録による令状には、裁判長等が裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長等の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとらなければならないものとする。 (第六十三条第二項等関係)

3 電磁的記録による令状を執行するには、裁判所の規則の定めるところにより、令状に記録された事項及び2による記名押印に代わる措置に係る裁判長等の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示さなければならないものとする。 (第七十三条第一項等関係)

三 電磁的記録を提供させる強制処分に関する規定の整備

1 裁判所による電磁的記録提供命令

(一) 裁判所は、必要があるときは、電磁的記録提供命令 (1)又は(2)に掲げる者に対し、(1)又は(2)に定

める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令をいう。以下同じ。）をすることができるものとする。こと。（第百二条の二第一項関係）

(1) 電磁的記録を保管する者 次のイ又はロに掲げる方法

イ 電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

ロ 電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

(2) 電磁的記録を利用する権限を有する者 (1)に掲げる者を除く。 (1)イ又はロに掲げる方法

(電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。)

(二) 電磁的記録提供命令は、提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものとする。こと。（第百二条の二第二項関係）

2 命令拒絶事由

電磁的記録提供命令 (1) (一) (1)ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。) による電磁的記録の提供について、第百三条から第百五条までと同様の規律を設けること。（第百五条の二関係）

3 移転させた電磁的記録の原状回復

(一) 押収物が電磁的記録提供命令 (1) (一) (1)イに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。) により提出させた記録媒体で留置の必要がないもの

である場合において、当該電磁的記録提供命令を受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とは異なるときは、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該電磁的記録提供命令を受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならぬものとする。 (第二百二十三条第三項関係)

(二) 電磁的記録提供命令 (1) (1)ロに掲げる方法 (電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。) による提供を命ずるものに限る。) により移転させた電磁的記録について、当該電磁的記録提供命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなったときは、当該者の請求により又は職権で、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該者に対し、当該電磁的記録の複写を許さなければならぬものとする。 (第二百二十三条の二第一項関係)

4 捜査機関による電磁的記録提供命令

(一) 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、電磁的記録提供命令をすることができるものとする。 (第二百十八条第一項関係)

(二) (一)の令状には、被疑者又は被告人の氏名、罪名、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ(1)又は(2)に定める事項並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、又は記録しなければならぬものとする。 (第

二百十九条第一項関係)

(1) 当該令状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は電磁的記録提供命令をすることができず令状を返還しなければならない旨

(2) 当該令状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は電磁的記録提供命令をすることができず検察官、検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機から令状を消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

(三) 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかったことを漏らしてはならない旨を命ずることができるものとする。 (第二百十八条第三項関係)

(四) (三)の許可の請求は、(一)の令状の請求をする際に、検察官、検察事務官又は司法警察員からしなければならないものとする。 (第二百十八条第七項関係)

(五) 裁判官は、(三)の許可をするときは、(一)の令状にその旨を記載し、又は記録しなければならないものとする。 (第二百十九条第四項関係)

(六) 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、(三)による命令をした場合において、その必要がなく
なつたときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならぬもの
とすること。(第二百十八条第八項関係)

5 不服申立て

(一) 第四百二十条第一項の規定は、電磁的記録提供命令又は3(二)による複写に関する決定について
は、適用しないものとする。(第四百二十条第二項関係)

(二) 裁判官が電磁的記録提供命令又は3(二)による複写に関する裁判をした場合において、不服がある
者は、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に
対してはその裁判官所属の裁判所にその裁判の取消し又は変更を請求することができるものとする
こと。(第四百二十九条第一項関係)

(三) 検察官若しくは検察事務官又は司法警察職員がした電磁的記録提供命令又は3(二)による複写に関
する処分に不服がある者は、その検察官若しくは検察事務官が所属する検察庁の対応する裁判所又
は司法警察職員の職務執行地を管轄する地方裁判所若しくは簡易裁判所にその処分の取消し又は変
更を請求することができるものとする。(第四百三十条第一項等関係)

6 罰則

(一) 正当な理由がなく、電磁的記録提供命令又は4(三)による命令に違反したときは、その違反行為を

した者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処するものとする。 (第二百二十四条の二第一項等関係)

(二) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、(一)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても(一)の罰金刑を科するものとする。 (第二百二十四条の二第二項等関係)

7 記録命令付差押えの廃止

記録命令付差押えを廃止すること。

四 映像と音声の送受信による勾留質問・弁解録取の手續に関する規定の整備

1 裁判所は、第六十一条第一項の規定により刑事施設にいる被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴く場合において、裁判所に被告人を在席させて当該手續をすることが困難な事情があるときは、刑事施設に被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、当該手續をすることができるとし、この場合においては、被告人に対し、あらかじめ、裁判所が当該手續をする旨を告げなければならないものとする。

(第六十一条第二項関係)

2 検察官は、刑事施設に被疑者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、第二百五条第一項の規定により弁解の機会を与えるとき

は、被疑者に対し、あらかじめ、検察官が同項の規定により弁解の機会を与える旨を告げなければならないものとする。 (第二百五条第二項関係)

五 映像と音声の送受信による裁判所の手続への出頭・出席に関する規定の整備

1 映像と音声の送受信による公判期日への出頭・出席

(一) 被告人・弁護人の出頭

(1) 裁判所は、公判期日における手続を行う場合において、次に掲げる場合であつて、審理の状況、弁護人の数、事案の軽重その他の事情を考慮した上、やむを得ない事由があり、被告人の防衛に実質的な不利益を生ずるおそれがなく、かつ、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、適当と認めるものに被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるとして、手続を行うことができるとし、ただし、拘禁刑以上の刑に当たる罪で起訴されている被告人が保釈又は勾留の執行停止をされている場合において、判決を宣告する公判期日における手続を行うときは、この限りでないものとする。 (第二百八十六条の三第一項関係)

イ 同一構内への出頭に伴う移動に際し、被告人の身体に害を加え又は身体の拘束を受けている被告人を奪取し若しくは解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。

ロ 被告人がその傷病又は心身の障害により同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。

- (2) (1)により公判期日における手続を行う場合において、(1)の相当と認める場所に在席した被告人は、その公判期日に出頭したものとみなすものとする。 (第二百八十六条の三第二項関係)
- (3) 弁護士は、裁判所が(1)により公判期日における手続を行うときは、被告人が在席する場所に在席することができるとし、この場合において、その場所に在席した弁護士は、その公判期日に出頭したものとみなすものとする。 (第二百八十八条の二関係)

(二) 被害者参加人・その委託を受けた弁護士の出席

裁判所は、公判期日における手続を行う場合において、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護士の意見を聴き、審理の状況、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、次の(1)又は(2)に掲げるいずれかの場所に申出をした者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、手続を行うことができるものとし、この場合において、その場所に在席した当該申出をした者は、その公判期日に出席したものとみなすものとする。 (第三百十六条の三第四第五項関係)

- (1) 裁判官及び訴訟関係人が公判期日における手続を行うために在席する場所以外の場所であつ

て、同一構内にあるもの

(2) 他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、裁判所が相当と認め
るもの

2 映像と音声の送受信による公判前整理手続期日への出頭・出席

(一) 検察官・弁護士・裁判官（裁判長を除く。）の出頭・出席

(1) 裁判所は、公判前整理手続期日における手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察
官及び弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であ
つて、相当と認めるものに検察官又は弁護士を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状
態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、手続を行うことができるものと
し、この場合において、その場所に在席した検察官又は弁護士は、その公判前整理手続期日出
頭したものとみなすものとする。 （第三百十六条の七第二項関係）

(2) 裁判所は、同一構内以外にある場所に合議体の構成員を在席させ、映像と音声の送受信により
相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、公判前整理手続期日に
おける手続を行うことができるものとする。 （第三百十六条の七第三項関係）

(二) 被告人の出頭

裁判所は、公判前整理手続期日における手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官

及び被告人又は弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、相当と認めるものに被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、手続を行うことができるものとし、この場合において、その場所に在席した被告人は、その公判前整理手続期日に出頭したものとみなすものとする。 (第三百十六條の九第四項関係)

六 映像と音声の送受信による証人尋問の実施に関する規定の整備

1 裁判所は、証人（国内にいる者に限る。以下この六において同じ。）を尋問する場合において、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、相当と認めるものに証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、尋問することができるものとする。 (第二百五十七條の六第二項関係)

(一) 証人がその傷病又は心身の障害により同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。

(二) 証人が身体の拘束を受けている場合であつて、その年齢、心身の状態、処遇の実施状況その他の事情により、同一構内への出頭に伴う移動により証人が精神の平穩を著しく害され、その処遇の適切な実施に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるとき。

(三) 証人が身体の拘束を受けている場合であつて、同一構内への出頭に伴う移動に際し、証人を奪取し又は解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。

(四) 証人にさせる供述が鑑定に属するものである場合であつて、その職業、健康状態その他の事情により証人がその尋問の日時に同一構内に出頭することが著しく困難であり、かつ、証人の重要性、審理の状況その他の事情により当該日時に尋問することが特に必要であると認めるとき。

2 裁判所は、証人を尋問する場合において、第二百五十七条の六第一項又は第二項に規定する方法のいづれかによつて尋問することについて検察官及び被告人に異議がなく、証人の重要性、当該方法によつて尋問することの必要性その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、当該方法によつて、尋問することができるものとする。 (第二百五十七条の六第三項関係)

第二 刑法の一部改正

一 電磁的記録をもつて作成される文書の信頼を害する行為を処罰するための罰則の整備

1 公電磁的記録文書等偽造等の罪

(一) 行使の目的で、公務所若しくは公務員の電磁的記録印章等（印章又は署名として表示されることとなる電磁的記録をいう。以下この一において同じ。）を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等（文書又は図画として表示されて行使されることとなる電磁的記録をいう。以下この一において同じ。）を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の電磁的記録印章等を

使用して公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等を偽造した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処するものとする。 (第百五十五条第一項関係)

(二) 公務所又は公務員が電磁的記録印章等を使用して作成した電磁的記録文書等を変造した者も、(一)と同様とするものとする。 (第百五十五条第二項関係)

(三) (一)及び(二)のほか、公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した電磁的記録文書等を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処するものとする。 (第百五十五条第三項関係)

2 虚偽公電磁的記録文書等作成等の罪

公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の電磁的記録文書等を作成し、又は電磁的記録文書等を変造したときは、電磁的記録印章等の有無により区別して、1の例によるものとする。

(第百五十六条関係)

3 電磁的記録免状等不実記録の罪

公務員に対し虚偽の申立てをして、電磁的記録文書等その他の電磁的記録であって、免状、鑑札又は旅券の全部又は一部として用いられるものに不実の記録をさせた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処するものとする。 (第百五十七条第二項関係)

4 偽造公電磁的記録文書等行使等の罪

1 から3までの電磁的記録文書等を行使し、又は3の電磁的記録を人の事務処理の用に供した者は、その電磁的記録文書等を偽造し、若しくは変造し、虚偽の電磁的記録文書等を作成し、又は不実の記録をさせた者と同一の刑に処するものとする。 (第百五十八条第一項関係)

5 私電磁的記録文書等偽造等の罪

(一) 行使の目的で、他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造し、又は偽造した他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造した者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処するものとする。 (第百五十九条第一項関係)

(二) 他人が電磁的記録印章等を使用して作成した権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録文書等を変造した者も、(一)と同様とするものとする。 (第百五十九条第二項関係)

(三) (一)及び(二)のほか、権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造し、又は変造した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処するものとする。 (第百五十九条第三項関係)

6 虚偽電磁的記録診断書等作成の罪

医師が、公務所に提出すべき電磁的記録文書等であって、診断書、検案書又は死亡証書の全部又は一部として用いられるものに虚偽の記録をしたときは、三年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処するものとする。 (第百六十条関係)

7 偽造私電磁的記録文書等行使の罪

5又は6の電磁的記録文書等を行使した者は、その電磁的記録文書等を偽造し、若しくは変造し、又は虚偽の記録をした者と同一の刑に処するものとする。 (第六十一条第一項関係)

二 電子計算機損壊等公務執行妨害の罪の創設

公務員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくはその職務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、その電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせた者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処するものとする。 (第九十五条の二関係)

第三 検察審査会法の一部改正

一 審査に関する書類の電子化に関する規定の整備

審査の申立ては、法務省令で定めるところにより電磁的方法（電子情報処理組織（検察審査会の使用に係る電子計算機と審査の申立てをする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。）によりすることができるものとする。 (第三十一条関係)

二 映像と音声の送受信による審査申立人等の尋問の実施に関する規定の整備

検察審査会は、第三十七条第一項の規定により審査申立人又は証人を尋問する場合において、相当と認めるときは、政令で定めるところにより、検察審査員が審査を行うために在席する場所以外の場所であつて、相当と認めるものに審査申立人又は証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができるものとする。こと。
(第三十七条第二項関係)

第四 少年法の一部改正

一 保護事件に関する書類の電子化に関する規定の整備

保護事件の記録の全部又は一部が電磁的記録であるときは、第五条の二第一項前段の規定による当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、同項前段の規定による当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。こと。(第五条の二第一項関係)

第五 刑事訴訟法施行法の一部改正

一 訴訟に関する書類の電子化に関する規定の整備

第一の一(三)により訴訟関係人から第一の一(三)の電磁的記録の提供を請求する場合の費用の額は、当分の間、一件につき八千四百円とするものとする。こと。(第十条第二項関係)

第六 刑事補償法の一部改正

一 補償の請求に関する書類の電子化に関する規定の整備

裁判所は、補償の請求に対する決定をする場合においては、電磁的記録をもって決定書を作成することができるとし、この場合においては、最高裁判所規則の定めるところにより、これをファイルに記録しなければならないものとする。 (第十四条第二項関係)

第七 出入国管理及び難民認定法の一部改正

一 電磁的記録をもって作成される文書の信頼を害する行為を処罰するための罰則の整備

行使の目的で、在留カードとして表示されて行使されることとなる在留カード電磁的記録を偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処するものとする。 (第七十三条の三第一項関係)

第八 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本

国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正

一 裁判所等が保管する書類の電子化に関する規定の整備

裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する電磁的記録について、合衆国軍事裁判所又は合衆国軍隊から、刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があつたときは、その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しく

は記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることを証明がされたものを作成して提供することができるものとする。 (第十七条第一項関係)

第九 法廷等の秩序維持に関する法律の一部改正

一 制裁を科する裁判に関する書類の電子化に関する規定の整備

制裁を科する裁判に関する手続における申立て、請求その他の申述（以下この一において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関する法廷等の秩序維持に関する法律その他の法令の規定により書面等をもつてするものとされているものであつて、裁判所又は裁判官に対してするものについては、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して当該書面等に記載すべき事項をファイルに記録する方法により行うことができるものとする。 (第六条の二第一項関係)

第十 逃亡犯罪人引渡法の一部改正

一 電磁的記録による拘禁許可状に関する規定の整備

拘禁許可状は、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができるものとする。 (第五条第三項関係)

第十一 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法の一部改正

一 裁判所等が保管する書類の電子化に関する規定の整備

裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する電磁的記録について、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊から、刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があつたときは、その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることを証明がされたものを作成して提供することができるものとする。 (第九条第一項関係)

第十二 交通事件即決裁判手続法の一部改正

一 交通に関する刑事事件の即決裁判手続に関する書類の電子化に関する規定の整備

即決裁判の請求を第一の一三(一)の方法によりすることができるものとする。 (第十七条第一項関係)

第十三 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正

一 裁判所等が保管する書類の電子化に関する規定の整備

裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する電磁的記録について、派遣国の軍事裁判所又は国

際連合の軍隊から、刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があつたときは、その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを作成して提供することができるものとする。〔第九条第一項関係〕

第十四 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法の一部改正

一 刑事事件における被告人以外の者の所有に属する物の没収手続に関する書類の電子化に関する規定の整備

参加の申立てを第一の一三(一)の方法によりすることができるものとする。〔第十二条関係〕

第十五 刑事訴訟費用等に関する法律の一部改正

一 映像と音声の送受信による裁判所の手続への出頭等に関する規定の整備

刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により弁護人に対し旅費等を支給する場合に、同法第一百五十七条第五項等の規定により弁護人が尋問に立ち会い、又は期日に出頭したものとみなされる場合を含むものとする。〔第八条第一項関係〕

第十六 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法の一部改正

一 電子計算機損壊等公務執行妨害の罪の創設に関する規定の整備

第二条第一項第一号に掲げる行為に第二の二の行為を加えること。（第二条第一項関係）

第十七 国際捜査共助等に関する法律の一部改正

一 電磁的記録による受入移送拘禁状に関する規定の整備

受入移送拘禁状は、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができるものとする。と。（第二十三条第二項関係）

第十八 刑事確定訴訟記録法の一部改正

一 訴訟に関する書類の電子化に関する規定の整備

第二条第一項に規定する訴訟の記録については、その全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録を除き、同項の規定による保管は、当該訴訟の記録の原本に代えてその内容を記録した電磁的記録を保管する方法によることができるものとする。と。（第二条第二項関係）

第十九 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正

一 電磁的記録をもって作成される文書の信頼を害する行為を処罰するための罰則の整備

行使の目的で、特別永住者証明書として表示されて行使されることとなる特別永住者証明書電磁的記録を偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処するものとする。と。（第二十六条第一項関係）

第二十 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神

葉取締法等の特例等に関する法律の一部改正

一 特定電子移転財産権の没収の裁判の執行に関する規定の整備

第十一条の規定による没収について、第二十二の二1と同様の規律を設けること。（第十七条関係）

第二十一 不正競争防止法の一部改正

一 特定電子移転財産権の没収の裁判の執行に関する規定の整備

第二十一条第十三項の規定による没収について、第二十二の二1と同様の規律を設けること。（第

三十三条関係）

第二十二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正

一 訴訟に関する書類の電子化に関する規定の整備

電磁的記録をもって作成する没収保全命令又は附帯保全命令には、裁判長等が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（没収保全命令又は附帯保全命令に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長等の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとらなければならないものとする。（第二十二条第四項関係）

二 特定電子移転財産権の没収の裁判の執行及び没収保全に関する規定の整備

1 特定電子移転財産権の没収の裁判の執行

第二十七条から第三十条までに規定する財産以外の財産に係る権利で債務者又はこれに準ずる者

がないもの（権利の移転について登記又は登録を要するものを除く。）であつて電子情報処理組織を用いて移転するもの（以下この1及び2において「特定電子移転財産権」という。）の没収の裁判の執行は、刑事訴訟法第四百九十条第二項の規定にかかわらず、特定電子移転財産権を檢察官に移転する方法により行うものとし、ただし、当該方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。2(二)及び(三)において同じ。）であつてこれを他の者に移転することができるものに命じて、特定電子移転財産権を檢察官に移転させる方法により行うことができるものとする。 （第十八条の三関係）

2 特定電子移転財産権の没収保全

- (一) 特定電子移転財産権の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行うものとする。 （第三十条の二第一項関係）
- (二) (一)の没収保全命令の謄本及び更新の裁判の謄本は、特定電子移転財産権の権利者に送達しなければならぬものとする。 （第三十条の二第二項関係）
- (三) 特定電子移転財産権の没収保全命令の執行は、特定電子移転財産権を檢察官の管理に移す方法により行うものとし、ただし、当該方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者であつてこれを他の者の管理に移すことができるものに命じて、特定電子移転財産権を檢察官の管理に移させる方法により行うことができるものとする。 （第三十条の二第三項関係）

- (四) 特定電子移転財産権の没収保全の効力は、(三)本文により特定電子移転財産権が検察官の管理に移され、又は(三)ただし書による命令の告知がされた時に生ずるものとする。 (第三十条の二第四項関係)

3 罰則

- (一) 正当な理由がなく、1ただし書又は2(三)ただし書による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。 (第十八条の四第一項等関係)
- (二) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、(一)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても(一)の罰金刑を科するものとする。 (第十八条の四第二項等関係)

第二十三 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正

- 一 電磁的記録による傍受令状に関する規定の整備
- 傍受令状は、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができるものとする。 (第五条第二項関係)

二 通信傍受の対象犯罪の追加

別表第二に掲げる通信傍受の対象犯罪に刑法第二百三十六條第二項、第二百四十六條第二項及び第二

百四十九条第二項の罪を加えること。（別表第二関係）

第二十四 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正

一 訴訟に関する書類の電子化に関する規定の整備

訴訟記録の全部又は一部が電磁的記録であるときは、第三条第一項前段の規定による当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、同項前段の規定による当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。 （第三条第一項関係）

第二十五 国際受刑者移送法の一部改正

一 電磁的記録による受入収容状に関する規定の整備

第十九条第一項の受入収容状は、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができるものとする。 （第十九条第二項関係）

第二十六 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正

一 審判に関する書類の電子化に関する規定の整備

処遇事件の記録又は証拠物を、第三十二条第一項の許可を受けて閲覧し若しくは謄写する場合又は同条第二項の規定により閲覧する場合において、当該記録又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である

ときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。 (第三十二条第三項関係)

二 映像と音声の送受信による審判期日への出席に関する規定の整備

裁判所は、審判期日における審判を行う場合において、対象者の精神障害の状態、審判の状況その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、対象者又はその保護者若しくは付添人の意見を聴き、対象者が入院している医療機関その他の同一構内以外にある場所であつて、相当と認められるものに対象者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、審判を行うことができるものとし、この場合において、その場所に在席した対象者は、その審判期日に出席したものとみなすものとする。 (第三十一条の二第一項関係)

第二十七 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正

一 訴訟に関する書類の電子化に関する規定の整備

訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、第十条第三項前段の規定による当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとする。 (第十条第三項関係)

二 映像と音声の送受信による裁判員等選任手続の期日への出席・出頭に関する規定の整備

1 裁判所は、裁判員等選任手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、次の(一)又は(二)に掲げるいずれかの場所に被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、裁判員等選任手続を行うことができるものとし、この場合において、その場所に在席した被告人は、その裁判員等選任手続の期日に出席したものとみなすものとする。 (第三十二条第三項関係)

(一) 裁判官、検察官及び弁護人が裁判員等選任手続を行うために在席する場所以外の場所であって、同一構内にあるもの

(二) 他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であって、裁判所が相当と認めるもの

2 裁判所は、裁判員等選任手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、1(一)又は(二)に掲げるいずれかの場所に裁判員候補者の全部又は一部を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、裁判員等選任手続を行うことができるものとし、この場合において、その場所に在席した裁判員候補者は、その裁判員等選任手続の期日に出頭したものとみなすものとする。 (第三十三条第四項関係)

係)

第二十八 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の一部改正

一 裁定書の謄本の送達に代わる措置に関する規定の整備

第十二条第二項の規定にかかわらず、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他裁定書の謄本を送達することができないときは、検察官が裁定書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付すべき旨を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができ状態に置くとともに、その旨が記載された書面を当該検察官が所属する検察庁の掲示場に掲示し、又はその旨を当該検察庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることをもって同項の規定による送達に代えることができるものとし、この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過した時に同項の規定による送達があったものとみなすものとする。

(第十二条第三項関係)

第二十九 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正

一 電磁的記録による拘禁許可状に関する規定の整備

拘禁許可状は、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができるものとする。 (第二十一条第二項関係)

二 電子計算機損壊等職務執行妨害の罪の創設

国際刑事裁判所職員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機若しくはその用に供

する電磁的記録を損壊し、若しくはその職務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、その電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせた者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処するものとする。〔第六十四条の二関係〕

第三十 更生保護法の一部改正

一 電磁的記録による引致状に関する規定の整備

引致状は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができるものとする。

〔第六十三条第七項関係〕

第三十一 少年院法の一部改正

一 電磁的記録による連戻状に関する規定の整備

第八十九条第一項ただし書の連戻状は、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によるこ

とができるものとする。〔第八十九条第四項関係〕

第三十二 少年鑑別所法の一部改正

一 電磁的記録による連戻状に関する規定の整備

第七十八条第一項ただし書の連戻状は、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によるこ

とができるものとする。〔第七十八条第四項関係〕

第三十三 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律の一部改正

一 裁判所等が保管する書類の電子化に関する規定の整備

裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する電磁的記録について、オーストラリア軍隊その他のオーストラリアの権限ある当局から、オーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があったときは、その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることを証明がされたものを作成して提供することができるものとする。 (第七条

第一項関係)

第三十四 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律の一部改正

一 裁判所等が保管する書類の電子化に関する規定の整備

裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する電磁的記録について、英国軍隊その他の英国の権限ある当局から、英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査

のため必要があるものとして申出があったときは、その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを作成して提供することができるものとする。 (第七条第一項関係)

第三十五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の一部改正

一 電磁的記録を提供させる強制処分に関する規定の整備

検察官は、保管電磁的記録 (第一の三 4 (一) による電磁的記録提供命令 (第一の三 1 (一) (1) ロに掲げる方法 (電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。)) による提供を命ずるものに限る。)) により検察官、検察事務官又は司法警察職員の管理に係る記録媒体に移転された電磁的記録であつて検察官が保管しているものをいう。以下この一において同じ。) が 1 に掲げる電磁的記録に該当するときは、第四章第三節に定める手続に従い、2 に掲げる措置をとることができるものとする。 (第十一条の二関係)

1 次に掲げる電磁的記録

- (一) 第九条第一項第一号に掲げる電磁的記録
- (二) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第三条第一項から第三項までに規定す

る行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録若しくは当該行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録物に記録された私事性的画像記録又はこれらを複写した電磁的記録

(三) 第九条第一項第三号に掲げる電磁的記録

2 次に掲げる電磁的記録について、第一の三(三)にかかわらず、第一の三(三)による複写を許さないこととする決定をすること。

(一) 当該保管電磁的記録

(二) 当該保管電磁的記録に係る電磁的記録提供命令により提供された他の電磁的記録(三)において「他の電磁的記録」という。)が対象電磁的記録である場合における当該対象電磁的記録

(三) 他の電磁的記録が大量であることその他の事由により全ての他の電磁的記録の内容を確認することができないため、この2(二)に係る部分に限る。)の決定をすることが困難であると認める場合における当該他の電磁的記録

第三十六 その他

一 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三十七 附則

一 この法律の施行期日について定めること。(附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。（附則第二条から第三十九条まで関係）